

交免発第6141号
平成27年11月10日

一般社団法人 愛知県建設業協会
会長 德倉正晴様

愛知県警察本部
交通部長 脇田泰嗣

中型車両の無免許運転根絶に向けた周知活動について（御願い）

謹啓 秋冷の候 貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は警察行政各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、県内の交通事故情勢につきましては、8月以降の交通死亡事故の多発傾向に歯止めが掛からず、10月27日には本年6回目となる「交通死亡事故多発警報」が愛知県知事から発令されるなど、極めて厳しい情勢にあります。

こうした中、普通免許で中型車両を運転する、いわゆる「車種外無免許」が後を絶たず憂慮すべき状況となっております。現行の中型免許は、平成19年6月の改正道路交通法により施行となった制度で、開始以降8年が経過しており、警察といたしましてもマスコミを活用した広報や県警ホームページを始め各種講習等あらゆる機会を捉え周知に努めてきたところであります。しかしながら、未だ中型車両の最大積載量及び車両総重量をよく確認することなく、安易に運転し、無免許運転となるケースが目立っております。

つきましては、貴台におかれましても、機関紙、ホームページ等の広報媒体を始め、会員企業との会議等の場で積極的に話題に出していただきなど、車種外無免許の根絶に向けた具体的な広報及び周知活動について、ご配慮賜りますよう宜しく御願い申し上げます。

なお、本年も残すところ2か月余りとなり年末に向け、街頭での指導取締りを一層強化するなど、交通死亡事故の抑止に努めてまいる所存です。

おわりに、貴台のますますの御発展と御健勝を心より祈念申し上げます。

敬白

車種外無免許根絶に向けてのお願い

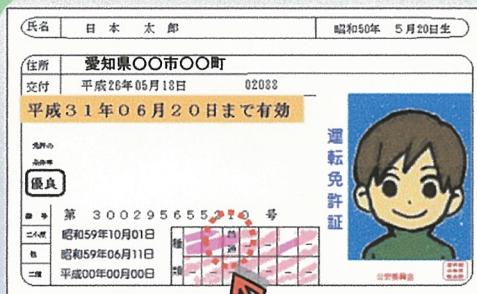
- 運転する前、必ず最大積載量及び車両総重量の確認！
 - 中型車両に対する中型車を表示するステッカー添付！
 - 管理者による確実な運行管理！
- ※ 普通自動車免許で運転可能な普通貨物（平成19年6月2日以降取得）
・最大積載量 3トン未満
・車両総重量 5トン未満
・乗車定員10人以下

中型貨物車の無免許運転に注意!!

愛知県警察
Aichi Prefectural Police



普通免許で中型貨物自動車を運転すると
うっかりでも、無免許運転になります。



普通免許証取得者

* 免許種類に「普通」と記載のある方

中型貨物自動車を運転すると



H19年6月以降
普通免許証取得者は、
車両総重量 5t未満
最大積載量 3t未満
乗車定員 10人以下
の車両しか運転できません。



無免許運転の禁止違反で検挙

刑事罰

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政罰

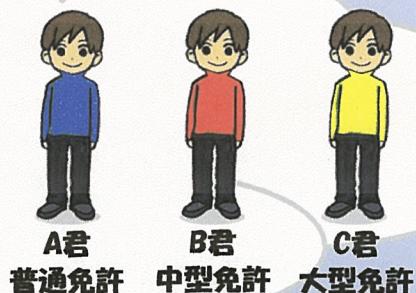
違反点 25 点

(違反・前歴なしで免許取り消し2年欠格)

事業所に対するお願い

① 事業所が管理する車の内、従業員が運転できる車を把握してください。

(例)



車両・運行管理表 (仮称)

区分	A君	B君	C君
	普通免許	中型免許	大型免許
1号車(普通)	○	○	○
2号車(中型)	×	○	○
3号車(大型)	×	×	○

車両管理表で従業員が運転
できる車種を把握し無免許
運転防止に努めてください。

② 事業所が管理する車に、車種別ステッカーを貼付して不注意による
無免許運転を防いでください。



白地のシール紙に印刷し、
該当する自動車に貼付してください。

愛知県警察では、
中型貨物自動車と
識別できるように、
県警HPに
「中型ステッカー」
を掲載しております。
ダウンロードして
活用してください!!

従業員を不幸にしないために「車両・運行管理」の徹底をお願いします!!

* 平成27年6月公布の改正道路交通法で「準中型免許」が新設され、公布後2年以内に施行される予定です。